

ジェファソンと『出港禁止法』

明 石 紀 雄

はじめに

Embargo (出港禁止法) は外国船を含めすべての船舶の出港を禁止もしくは制限するという点で、特定の国を対象とした Non-intercourse (通商停止令) より影響は大きい。入港はできても積荷をともなつての出港は不可能になるので、すべての通商——輸出・輸入いずれも——が止まる場合もあるからである。また他国による Blockade (海上封鎖) と異なり自らを封鎖状態におくという点で、実施上大きな困難をともなう。犠牲が大きいうえに、それが成功するためには国民による統一的支持という、ほぼ絶対的な条件がなくてはならないからである。しかし外国にたいする影響は大きく、有効な外交上の武器にもなりうる。

ジェファソンの大統領2期目、アメリカ合衆国は Embargo を約1年3ヶ月しいた。(1807年12月から1809年3月まで) それは公的には、アメリカが英仏間の抗争にまき込まれることを防ぐ方法であるとされた。とりわけ両国によるアメリカ商船の略奪・拿捕を防止するため、という公式見解が出された。すでにイギリスの Orders in Council (自由拿捕令) およびフランスの Imperial Decrees (勅令) の犠牲になったアメリカ商船は、数多くあったのである。しかしその他の理由——たとえば中立国としてのアメリカの通商貿易権を守り、国際平和の達成に寄与するためというような積極的理由——は、明らかにされなかった。

ジェファソンは英仏両国がその制限的政策を改めることを望んでいたのであるが、Embargo がそのための手段(強制的手段)になることを意

図していたことを示す、十分な歴史的証拠はある。しかしどういふわけか、かれはそのことをアメリカ国民にたいして啓発するということをしなかった。さらに、かれは実施上いくつかの決定的な不手際をおかしたのであった。たとえば法律が当初不備であったために類ぱんな補則修正が必要であったこと(それは政府の国民経済への介入を強く印象づける結果となった)、大統領による直接の指揮がしばしば一貫性を欠き微細な点にまでおよんだこと(それはジェファソンの政治生命を危くさせた、少なくとも必要以上に党派的争いにかれがまき込まれることを許した)など、である。その結果1809年には、国民のあいだに Embargo にたいする不満が高まっていたときに、むしろそれを強化するという逆説的な事態が起こったのであった。

小論においては Embargo がジェファソンの思想のなかでどう位置づけられるべきかを検討してみたい。とくにそれがどのような思想的背景から出たものであるかをさぐってみたいが、同時にかれの大統領としての指導性の問題など関連したテーマをも合わせ考えてみたい。

I. 1807年の国際関係——ナポレオン戦争のアメリカへの影響

Embargo の外的要因としてまず考えられるのは、英仏間の抗争すなわちナポレオン戦争のアメリカへの影響である。戦争はさまざまな側面を含んでいたが、両国が互に経済封鎖の方法をとったことは、中立国としてのアメリカに影響をおよぼさないではおかなかった。この方法は互に相手国にたいして経済的打撃を与えることを目指したものであったが、新たな報復手段

がとられるたびにエスカレートする傾向があった。その結果、中立国の船舶はいずれの国の規制を破ることなく通商できなくなる、という状態が起こったのであった。¹⁾

それまではアメリカは両国ならびにそれぞれの植民地を結ぶ貿易に従事することができた。これはアメリカにとって大きな利益をもたらした。しかしフランス本国とそのカリブ海の植民地のあいだの貿易は、やがてイギリスにより「中立」とは見なされなくなり、拿捕されることとなった。

従来は、アメリカ商船は Broken voyage (中断貿易) という巧妙な方法を用いて、「中立」の装いをしていたのである。その方法によれば、カリブ海からまずアメリカのどこかの港に陸揚げし、すべての通関手続きを経たあとアメリカからの輸出品としてフランスに運ぶことができた。現実には陸揚げする必要はなく、ペーパー上の手続きで処理できたのであった。

この方法はイギリスの海事裁判所によって、合法的なものとしてされていた (1800年の *Polly* 号事件判決)。しかしナポレオン戦争が進展しつつあった1805年、スペインのバルセロナからセイレムを経てハバナに向かう途中であったアメリカ商船 *Essex* 号が、イギリス海軍によって捕獲された。イギリスの上級裁判所は同号の船海を「断続したもの」と判断し、このような抗海を禁止した The Rule of 1756 により捕獲の正当であったことを宣言した。手続き上の証明ではなく当初の意図が船海の性格を決定するというこの判決は、事実上「中断貿易」を不可能にするものであった。

さらにイギリスは1806年5月、フランス西部の大西洋岸の都市ブレストからエルベ河までの地域は封鎖されていることを宣した。これに對抗して、フランスはベルリン勅令を発し、イギリスとの通商を禁止した。(同年11月) しかしイギリスは1807年1月に、封鎖状態にある地域

の港に出入する商船はすべて捕獲されるという旨の、新しい指令をもってこれに報復した。

Embargoに関するかぎり、上述したのが英仏両国の対立およびそのアメリカへの影響であった。しかしその後イギリスが自由拿捕をさらに強行したこと (1807年11月の指令による)、そしてフランスがミラノ勅令を発してこれに對抗したことを記しておくのは、アメリカがおかれていた苦境を理解するうえに有意義であろう。²⁾ さらに重要な点は、強力な海軍をもったイギリスが常にフランスにたいして、有利な立場にあったことである。逆にいえば——アメリカ側から見れば——イギリスにたいする不満の声のほろが大きかったことが、想像されるのである。

イギリスにたいするアメリカの世論を硬化させた原因として、もう一つ重要な問題すなわち Impressment (強制徴用) の問題があった。イギリス海軍はアメリカ商船を強制的に立入り捜査し、イギリス人の船員が発見された場合それを徴用することができるというのが、当時将校たちのあいだに広く支持されていた考えであった。イギリス海軍の力を維持していくためにはこのような手段により必要な乗組員を確保することが先決とされたこともあるが、国籍にたいする両国間の解釈のちがいがあったことも事実である。³⁾

1807年6月アメリカにとって衝撃的な事件が起こった。アメリカのフリゲート艦 *Chesapeake*

2) 1807年11月11日、イギリスは自由拿捕の定義をさらに拡大した。それによれば中立国の船舶はまずイギリスの港に寄港し、通関手続きを経た後初めて交戦国への航海が認められた。これにたいするフランスの報復措置はミラノ勅令 (同年12月17日) であった。これによりイギリスに寄港した船舶は従前の国籍を失ないイギリス籍と見なされることになり、捕獲の対象となった。

3) アメリカの法律によれば、アメリカに帰化し市民権をとれるとされた。この手続きは、19世紀の初めには必ずしも厳密に行なわれないこともあったが。他方イギリス的感覚では、イギリス人として生まれたものは、一生涯そうあるべきであるとされた。

1) Julius W. Pratt, *A History of United States Foreign Policy* (Englewood Cliffs, N. J., 1955), Ch. 8.

号が地中海に向けノーフォークを出港してから間もなく、公海上で、イギリスのフリゲート艦 *Leopard* 号の強制捜査を受けたのであった。アメリカ艦は一度は捜査を拒否するが、応戦の準備もないままに発砲され、20人の死傷者を出し、結局捜査に応じたのであった。そして4人の同艦乗組員が、イギリス側に拉致されたのであった。

この間アメリカ政府はイギリスとの外交交渉をもたなかったわけではない。ジェファソンはジェームズ・モンローおよびウィリアム・ピンクニーを送って、Impressment の停止、「中断貿易」の再確認、*Essex* 号事件以降捕獲されたアメリカ商船への賠償などの問題をイギリス政府と交渉させた。結果は、1806年12月のモンロー=ピンクニー条約である。しかしこの交渉はアメリカ側の敗北に終わったことは、誰の目にも明らかであった。「中断貿易」に関してある程度の譲歩を得られたものの、他の懸案事項は未解決だったからである。ジェファソンは条約を批准のために上院に送ることすらせず、両代表にたいし、この条約をもって交渉の出発点とするようやり直しを命じたのであった。(1807年5月)⁴⁾

II. Embargo の制定 (1807年12月18日～1808年4月25日)

前章において、国際政治の背景をかなり詳しく述べたのは、アメリカ国内の反イギリス感情を強調するためである。アメリカの商船を英仏両国——とくに前者による——の経済封鎖から守り、アメリカ人の船員をイギリス海軍による Impressment から守るために、何らかの方策が早急に取りられなければならないというのは、多くの国民に共通した共通した考えであった。ジェファソンは *Chesapeake* 号事件の後、イギリ

スの軍艦は合衆国領付近から去るべきであるという宣言を発した。しかしイギリスはこれを無視し、10月17日には Impressment をさらに強化すべきであるという国王命令を発したのであった。イギリスにたいする通商規制の手段も、考えられなかったわけではなかった。1806年4月第1次 Non-Importation Act が成立し、同年11月から実施されたが、12月には輸入禁止の措置は一時的に停止された。(それが復活するのは1808年12月である。) 最後に、最悪の場合はイギリスとの戦争は避けられないとする声も国内にはあり、海軍の増強を含め自衛のための準備が早急になされるべきであるという声も強かった。

このような雰囲気の中に、第10議会第1会期が1807年10月26日に開かれた。ジェファソンは教書(第7次)を送ったが、外交問題についてはあいまいにしか触れなかった。Embargo をほのめかすような文言は何もなかった。議会は12月16日までに、185万ドルの国防特別支出を認めたが、そのほかに目立った活動はなかった。ヘンリー・アダムスはこの時期の克明な歴史を書いたが、かれによれば舞台裏ではジェファソンを中心に Embargo の構想が着々と練られていたとあるが、具体的内容についてはほとんど触れていない。⁵⁾

A. Embargo Act の制定——1807年12月21日

12月17日、この日発刊の *National Intelligencer* 紙に10月17日付の Impressment の強化を指示したイギリス国王命令が掲載された。このような事態は以前から噂されていたことであった。(民間紙を通じてこのニュースがまず国民に知らされたことは、後にみるようにきわめて象徴的であった。) しかし11月11日の拡大された Order in Council は、この段階ではまだアメリカに伝わらなかった。

ジェファソンはおそらく17日に、Embargo を求める議会への特別教書の草案を書いたと思わ

4) Impressment と Embargo の問題は複雑にからんでいた。すなわちイギリスは Embargo の撤廃を前提として、*Chesapeake* 号事件の損害賠償に応ずるといった態度をとったのである。この事件が解決されたのは、1811年11月になってからであった。

5) Henry Adams, *History of the United States during the Second Administration of Thomas Jefferson* (1891-96: New York, 1962), Vol. II, 115, 158, 161.

れる。しかしそれは根拠があいまいであったうえに——単なる噂と非公式に発表された国王命令によっていた——、提案もアメリカ商船を国内にとどめおくという、厳密さに欠けるものであった。それを簡潔な文章に改めたのは、國務長官ジェームズ・マディソンであった。議会に送られたのは、このマディソンによる修正を経たものである。*National Intelligencer* 紙1部とフランスにあるアメリカの代表部からの——フランス政府の経済封鎖措置を説明する——公文書がそれに付せて、同じく議会に示された。⁶⁾

「わが政府が入手した情報によりますと、わが国の商品、船舶、船員が公海その他の場所において、交戦中のヨーロッパ諸国から受ける危険性が漸次増大しつつあります。貴重なわが国の財産を安全に保つことは、もっとも重要な課題であります。議会においてこの問題を慎重に審議され、合衆国のすべての港からアメリカ船舶の出港を直ちに禁止することが有益であると認められるものと確信し、ここに進言するのが私の義務と考えるものであります。」

この短い教書を受けた議会は、上院がまずいくつかの重要な手続き上の変更を行なって Embargo Act を成立させた。(賛成22—反対6) すなわち通常は3回行なわれる読会が1回しか開かれず、また Embargo の目的、期間、予想される影響などについてほとんど討論がなされなかったのである。⁷⁾

3日後の12月21日、下院も賛成82—反対44という票決の結果、同 Act を成立させた。期間を2ヶ月に限定する動議が出されたが、それは否決された。しかし上院においてと同様、内容

に関する討論はなされなかった。

Embargo Act は実質的には、つぎにあげる抜粋に要約される。

「第1条。出港手続きを終えているとしないにかかわらず、アメリカ合衆国内の港にある外国向けのすべての船舶へ出港を禁止する。合衆国大統領の指令によるほかは、一切の船舶の出港手続きを行なわない。(中略) ただし外国船舶にて積荷なきもの、および現法律が通知されるより前に積荷を終えていたものは、出港を停止されない。

第2条。合衆国内の他の港に向かう船舶に関しては、船体および積荷の2倍の保証金を積むこと。これは嵐などによる緊急事態を除いて、積荷が確実に合衆国内に荷揚げされるための保証である。(中略) 外国の正規の軍艦は、現法律の適用を受けない。」

英仏両国がアメリカの独立国としての主権を侵害しているのではないかという国民感情からすれば、自国の船舶の出港を禁止してそれを守るというのでは本末顛倒ではなからうかという印象を受ける。自衛のためならば、商船を武装することも考えられたはずである。護衛船団を組むことも一つの方法であるし、アメリカ商船にたいする略奪・拿捕にたいしては相手国船舶にたいして同様の報復をすること (Letter of marque and appraisal) も、可能な手段であった。したがって Embargo の背後には、自国商船の保護というよりほかに何か別の意図があるのでなからうかというのは、ジョン・クインシー・アダムズならずとも考えたことであろう。Embargo は当然であるとしてそれを受け入れることと大統領の真意は何なのかと問うことは、別のことである。しかし議会の討論——むしろそれが行なわれなかったこと——は、Embargo にたいするこのような疑問が起らなかったことを示す。あるいは多くの人間が、ジェファソンのヴィジョンをそのまま受け入れたと解釈すべきであろうか。

6) ジェファソンの草案およびマディソンによる修正は、ともに *Ibid.*, 168-70に収録されている。

7) ジョン・クインシー・アダムズは当時マサチューセッツ州選出の上院議員であったが、大統領の緊急の要請があったので、それを支持したまでであると日記にしている。

Diary, Dec. 18, 1807, in *Ibid.*, 171.

しかし商務長官アルバート・ギャラティンは時間的制限をおくべきであること、および無限に実施した場合に予測される影響などについて憂慮し、特別教書が出されたまさにその日に、ジェファソンに宛ててつぎのような書簡を送ったのであった。それは注目すべき内容を含んだものであった。

「現在では、一定の期間にかぎり Embargo を実施するのが望ましいと考えます。予想される〔国民生活の〕窮乏、不便、歳入の減少、外国への影響、国内政治への波及などを熟慮した場合、永久に Embargo をしくよりは、むしろ戦争のほうが望ましく思われます。いかなるものであれ、政府による規制は当初予測される以上に、大きな弊害を生むものがあります。政治家は、本人以上にうまく処理できるとして国民の個人的関心事に立ち入るにあたっては、十二分な配慮が必要であります。現措置はその成果が疑がわしくもあり、また外交情報にもとづいて性急に採択されるものでありましようから……まず時期を限定し、……しかる後に必要に応じて、改めていけばよいと思います。変更は、Embargo を放棄したものととはとられないであります。』⁸⁾

この書簡はいくつかの点で示唆に富むものである。まず第一に、Embargo は本質的に制限立法であるべきこと、第二に——かりに無限に実施されるとすれば——戦争のほうが国民に及ぼす士気あるいは相手国に与える打撃などからして望ましいものであること、第三に、Embargo は個人の生活に干渉する恐れがあること、そして第四に、結果に関しては過大に期待してはならないことを、それは指摘している。さらに最初から実施時期を無限にした場合、いかなる修正も後退したというイメージを与え、対外的にも国内的にも政府の威信を低下させる可能性があることを、それは暗示しているように思われ

る。これらはいずれも1年3ヶ月の Embargo 実施期間を通じて、議論されたことがらである。議会は、これらの点を十分に審議すべきであったし、他方ジェファソンもかれの個人的人気に頼らないで、積極的に国民にたいして啓発すべきであった。したがって Embargo に関しては当初から、一方ではヴィジョナリー（空想的）な要素が、他方では秘密主義を連想させるものが、存在したのであった。

B. Supplementary Acts の制定——1808年

1月8日、3月12日、4月25日

Embargo Act が、ヘンリー・アダムズのいうように議会の「一時的な気まぐれ」によって作られたものかどうかについては、異論がある。9)しかし、それが法的に不備であったことは明らかである。まず実施までの時間的ずれのために、当然拘留されるはずの数多くの船が出港してしまった。さらに、沿岸貿易はどの程度規制されるべきか、ニューイングランド北部・ニューヨーク州北部からカナダへのおよび（当時スペイン領の）フロリダへの、いわゆる陸上ルートによる貿易——いずれも密貿易であることにはかわりはなかった——をいかに監督するか、Embargo の実施にあたって陸・海軍の使用は合法的であるかどうかという問題が、直ちに生じたのである。

そこで第1次 Supplementary Act が、1月8日に制定される。これは沿岸貿易に従事するという名目で出港を許可された船が、保証金を放棄してまでして外国の港に赴くのを阻止するために保証金の額を引き上げ、違反にたいする罰金を重くしたものである。しかしこの法律をもってしても、沿岸貿易により密輸を防止することは困難であった。すなわち悪天候などを理由に、外国——とくにカナダ——の港に入り、「必要経費を支払うため」に、積荷を売却するという抜け道があったのである。

さらに、陸上ルートによる通商をも禁止する

8) Gallatin to Jefferson, Dec. 18, 1807, in *Ibid.*, 170-1.

9) *Ibid.*, 200.

目的で、第2次 Supplementary Actが3月12日に成立する。しかし、これにも大きな抜け道があり、Embargoの効果を弱める結果となった。¹⁰⁾

ようやくこの頃になって、Embargoの長期化がどのような影響をもつものであるかが、現実の問題として意識されるようになった。ヘンリー・アダムズは、Embargoの「平和的強制」の手段としての性格が明るみに出たといっている。¹¹⁾つまり国際紛争解決のための手段として、当事者にたいする圧力をかけることがEmbargoの効果であり、ジェファソンはそれを意図していたという意味である。具体的には英仏両国が中立国による通商の権利を尊重すること、とくにイギリスにたいしてはアメリカ船員のImpressmentを即時に中止することを説得するために、このような手段——武力によらないという意味で平和的である——にうったえたのであった。あたかもEmbargoが短期間しか継続しないものであるかのような印象をジェファソンが示し、国民がそれを甘受したのはこの「平和的強制」の手段が、実際に有効でありうるという期待が強かったからである。その影響を受ける諸外国は、すぐにでも制限的政策を改めるだろうという希望的観測が、冷静な現状分析を離れて(ギャラティンは別であったが)、人びとの心の奥底にあったのである。

議会での討論も、ようやくEmbargoの本質およびその制定・実施のやり方にまで及ぶものとなった。第2次 Supplementary Actは最初2月19日に草案が提出された。下院は直ちに全体委員会に入りそれを審議したが、翌20日バレント・ガルデニア(ニューヨーク州出身、連邦

派)はそれをはげしく非難した。かれはEmbargoの意図が変化したことをつけた。かれの言葉は挑発的であった。

「われわれは何も知らない。知ることを許されていない。われわれはここにオートマトン〔機械〕のように、じっとすわらされているだけである。なぜ、いかなる目的のためにEmbargoを実施するのか知らされないで審議している。あるいは、知ろうとしないというべきであろうか。何をなすべきか、ただ一方的に聞かされるだけである。」

ガルデニアは、アメリカはフランスのいうなりになっているにすぎないともほのめかす。ジェファソンの支持者たちはかれのこの演説が、煽動的であると反論した。そのうちの一人ジョージ・W・キャンベル(テネシー州出身)は、かれと決闘することになった。(3月2日)両者ともに生命を失なうことはなかったが、共和派と連邦派のあいだにははげしい党派的对立が高まっていったことを、この事件は示すものである。¹²⁾

第2次 Supplementary Actは、上院において、1人の反対もなく(22—0)、そして下院においてもかなりの票差(97—22)で成立した。議会における票決に見るかぎり、Embargoは国民の圧倒的支持を受けていたといえる。綿花の価格が下がるなどその影響を深刻に受けていた南部がもっとも強くそれを支持し、中部諸州は製造業の発達がその他の分野における損失を補っており、そこでも比較的支持が大きかった。しかしニューイングランドは、一応共和派が連邦レベル・州レベルともに多数を占めていたとはいえ、Embargoに関しては比較的早くから反対の声が強かった。この地域における連邦派の反対を、ジェファソンはもっと心すべきであったであろう。しかしかれは、連邦派のごく一部だけがEmbargoに反対しているにすぎないと見ていた。1808年秋の選挙において連邦派は共和派からいくつかの重要なポストを奪い

10) この法律によれば、アメリカ人の所有になる海外にある貴重品をアメリカにもち帰るか、他の諸外国において需要がある場合にその市場にもち込むことは、大統領の許可を得さえすれば可能であった。しかしこれも出港のための口実として使われることがあり、事実この条項の適用をうけた約800隻の商船のうち、半数はアメリカに戻らなかった。Merrill D. Peterson, *Thomas Jefferson and the New Nation* (New York, 1970), 884.

11) Adams, *History*, 200.

12) *Ibid.*, 202-3.

返した。またマディソンの大統領選出も、Embargo にたいする不人気とあいまって、一時は危ぶまれたほどであった。その意味で、ガルデニアの反対演説はきわめて象徴的だったのである。

4月25日、議会は第3次 Supplementary Act を通過させた。これは各港の Collector (徴税官) にたいして、沿岸船海に出る船で目的地を外国の港に変更する疑がいのあるものを捜査し拘留する権限を認めた。とくにカナダへの穀物などの密輸を阻止することを意図したものであった。この法律は、憲法に抵触する部分もあったが、それは審議されなかった。(憲法修正第4条は「不合理な捜索と逮捕」を禁止している。Embargo の憲法解釈については、後に触れることにする。)

かくて12月から4月にかけて4つの法律が作られたわけであるが、しかも新しいものほどきびしい制限を定めたものであったが、このことは政府の国民生活への介入の度合が増えてきたという印象を与えた。これは、まさにギャリンが危惧した点であった。しかし Supplementary Acts にもかかわらず、Embargo は巧妙に破られるケースが多かった。このような事実の集積は否定的な要因として働いた。Embargo の成功が国民の側の道徳的自己抑制にかかっていた点を考えるならば、抜け道があるとうことは違反を誘い、その効果を弱める大きな原因となったのである。

III. 大統領による直接的管理 (1808年4月25日～11月8日)

議会は4月25日に休会に入った。それに先立ち、状況に応じて Embargo を撤廃する権限を大統領に与える法案が通過した。つまり英仏両国あるいはいずれの一方がその制限的政策を改めるならば、という条件が付せられたのであった。ここにも憲法上の問題——行政権の拡大——がなかったわけではないが、共和派の多数により可決されたのであった。

かくて議会休会中は、Embargo の実施はすべ

て大統領個人の判断にまかされたわけである。そしてジェファソンはきわめて熱心に、その任にあたった。あたかも Embargo がかれの政権のすべてであるかのように、またそれが失敗するようなことがあるならばかれ自身の政治的威信に傷がつくかのように。以下は、この間のジェファソンによる「直接的管理」の記録である。

A. 小麦輸入許可証の発行

Embargo が実施されて以後、一つの事実が顕著になった。すなわち沿岸貿易による小麦の移動の増加であった。とくにニューイングランドおよび南部のいくつかの州への輸出が増加した。ジェファソンは小麦輸入州が自給自足の状態になかったことを理解していたが、その輸入量はあまりに多く見え不自然に感じられた。かれがまず疑がったことは、外国へ再輸出されているのではないかということであった。とくにニューイングランド諸州にたいして、かれが疑がいの目を向けたのは、そこでの Embargo 反対派の動きと合わせて、当然であった。

沿岸貿易に関する制限を緩和し、小麦の移動を容易にするような措置をとってほしいという要請に答えて、ジェファソンはニューハンプシャー、マサチューセッツ、サウスカロライナ、ジョージアの各州知事およびニューオルリーズ准州の総督にたいして、信頼できる商人(輸入業者)に小麦輸入許可証を発行すべきであるという指令を、書き送った。(5月6日)この許可証は、小麦積み出し港における通関手続きの便宜をはかるためのものであった。

やがてこの指令は実行に移されるが、マサチューセッツ州知事(サリヴァン)の発行する許可証がひととき多いたのがジェファソンの目を引いた。かれはマサチューセッツにおいて消費される以上に多量の小麦が輸入され、余剰はそこからカナダへ密輸されているのではないかと疑がった。そこでかれはマサチューセッツにおける小麦の消費量に関する特別調査を命じた

13) Sullivan to Jefferson, July 23, 1808, in *Ibid.*, 254-6.

が、結果はサリヴァンが不合理に許可証を発行しているのではないことを、知らされただけであった。¹³⁾

このエピソードは、ジェファソンによる「直轄的管理」がどのようなものであったかを如実に物語っている。すなわち国民の忍耐にたいするかれの大きな期待と、それが裏切られたときの、大きな失望である。失望は期待が大きいのに比例して、増幅する。とくにジェファソンの場合、国民が忍耐していないことは、そのままかれ個人にたいする不信の表われとも感じられ、それだけ衝撃も大きかったわけである。

政府が国民生活の根本的なところで介入するようになったのは明らかであった。しかし、大統領自らが細目にいたるまで監督しようとしたことが望ましいか否かは、いちがいに答えられない。¹⁴⁾ 場合によっては、熱心さを越えて、度量の狭さを指摘することもできる。大統領のリーダーシップがそこにあるとするのは、現実感覚の欠如ともとれる。事実、ジェファソンは些細な違反あるいは小さな不満にたいして、目的の崇高さを振りかざしたのであった。

B. 裁判所による Mandamus (職務執行令状) の発行

第3次 Supplementary Act により、各港の Collector が密輸の疑いのある船舶にたいして捜査・拘留する権限を与えられたことは、前述した通りである。ところでジェファソンは5月6日付のギャラティン宛の書簡から明らかのように、Collector が積極的にそのような権限を行使することを期待していた。(なおギャラ

ティンから各 Collector にたいして、船舶の捜査・拘留をうながす勧告が出ていたことに注目すべきである。)

「拘留に関して、とくに初期期の段階では、厳密な適用規準を定めるのは困難かと思えます。したがって現実にくいつかのケースが起こってから、種類分けすればよいと思えます。……[議会が認めた捜査・拘留の権限を]最大限に用いるべきであります。(中略) 問題が生じた場合、私は拘留に賛成するものと判断してかまいません。……食料品、木材、亜麻、コールトール、綿花、タバコなどを積んだ船舶は拘留するに足る十分な理由があると指令するのは、賢明ではなからうかと考えます。」

5月16日、同じくギャラティンに宛てて、「外国市場で需要のある製品とくに穀物を積んだ船は、すべて密輸の疑いがあると見なすべきでありましょう」ともいっている。¹⁵⁾

しかし商務長官による指令 (Circular) を通しての勧告が合法的であとかどうか、ひいては大統領のこのような意志表示が妥当であるかが、法廷において争われるのは時間の問題であった。そこでジェファソンは、Embargo に関して初めて大きな挫折を経験することになるのである。

5月24日、チャールストンの一船主から連邦巡回裁判所にたいし、Mandamus (職務執行令状) を請求するうったえが出された。訴状によれば、米を積んだボルティモア向けの船が出港許可を得られないでいるが、その措置は不当であるというものであった。Collector には個人的には密輸の疑いはないが、政府の指令にもとづいて判断すれば、出港を許可できないという言い分けがあった。担当裁判官ウィリアム・ジョンソンは4日後に、船主の請求に応じ、

14) 「[もしニューヨーク産の小麦で作ったパンがまずいという理由で良い小麦を他州から輸入してもかまわないということになれば、]ニューヨークのりんごが美味しいというので、他州から買いにくることを許可してほしいという申請が出てきましょう。」「その住民が真白いパンを食べるために、大西洋岸でとれる小麦をニューオルリーズに送るのには、私は反対するものであります。」いずれも、ジェファソンからギャラティンに宛てた書簡の一部である。(1808年7月12日、9月9日) *Ibid.*, 260.

15) *Ibid.*, 251-3.

16) Charles Warren, *The Supreme Court in United States History* (Rev. ed.: Boston, 1926), Vol. I, 324-41.

Mandamus を発行した。¹⁶⁾

司法部は一般に連邦派の支配するところであるというジェファソンの主張は、この事件では成り立たなかった。なぜならジョンソンは、ジェファソン自身が任命した共和派の裁判官だったからである。したがってそれだけに、かれの挫折感は大きかったといわなければならない。しかしジョンソンの決定は、きわめて明解な法律的根拠にもとづいていた。すなわち行政府内の指令に法的権威がないことをまずいい、ついで何人といえども Collector の判断に圧力をかけることはできないとした。したがってジェファソンがそうしたように、「拘留に賛成するものと判断云々」ということは、越権行為である。さらに一般に、公職にあるものによる個人の市民的自由にたいする侵害は、きびしく制限されているとして、Embargo そのものの合憲性を否定するような見解を示したのであった。

ジェファソンは、司法長官ロドニーをしてジョンソンの判決に反論させたが、ロドニーの議論はきわめて説得力の弱いものであった。しかしジェファソンはそれを印刷し広く配布したが、このような行為は反対派が、政治的に利用するのに供されるだけであった。

C. Embargo の憲法判断

ジェファソンは Embargo に関して、引き続き予期しなかった判決を裁判所から受けるが、2度目はかれにとっては有利なものであった。

ジェファソンは Embargo の憲法判断が裁判所で争われることについて、いたって消極的であった。なぜならば政府（議会・大統領）がこのような政策を決定し実施するのは、いわゆる共和派のいう「狭義の」憲法解釈からは出てこなかったからである。そして政府の権限を憲法の条文を越えて認めようとする「広義の」解釈は、連邦派が主張していたものであった。

Embargo の合憲性は、マサチューセッツ州で争われた。¹⁷⁾ 連邦派の勢力が強く、その外国貿易が Embargo の影響をもっとも深刻に受け

ていたマサチューセッツ州でこのような問題が争われることについて、ジェファソンならびにかれの政府は悲観的な予測しかできなかった。

連邦地方(マサチューセッツ州)裁判所の判事はジョン・デイヴィスで、ジョン・アダムズによって任命された連邦派の裁判官であった。Embargo を弁護する側には、若き弁護士ジョゼフ・ストーリーがいた。かれは後に短期間ではあるが下院議員としてワシントンに赴くが、後に見るように、同僚弁護人エゼキール・ベーコンとともに Embargo の撤廃に一番影響力があった人物として、ジェファソンの非難的となる人物である。

ストーリーは次の3点から、Embargo 合憲性を主張した——(1) 憲法によって認められている「通商を規制する権限」は、完全に通商を停止させる権限をも含む (2)「戦争を宣言し防衛に必要な法律を作成する権限」条項から Embargo は正当である (3)「必要かつ適切なすべての法律を制定する権限」によってもこれは正当化しうる。デイヴィスは、ほぼ全面通りこのストーリーの主張を認める判決を下したのであった。(10月3日)予期しなかったこととはいえ、共和派がこの判決を歓迎したことはいうまでもない。連邦派は、憲法の拡大解釈をとるジョン・マーシャルが連邦最高連邦裁判所にあるのを知って、上告しないことを決めた。

共和派が従来への憲法的立場とは矛盾した態度を示したと批判するのは、容易である。しかし、問題の本質は別のところにある。すなわち1803年の「ルイジアナ購入」の時点で、ジェファソンおよび共和派は、「ケンタッキー=ヴァージニア決議」当時の彼らの憲法解釈(狭義)からは到底出ないはずの権限を行使していたのであった。ジェファソンは、すでに大統領1期目にして、従来の主張とは異なる決定を行なうことの必要性を認識しそれを実行していたのである。自由主義者としてのジェファソンのイメージを強調することは重要であるが、同時にヴィジョンを持ったそして現実的な政治家としてのジェファソンの側面を見ることもまた、肝要なのでは

17) *Ibid.*, 343-51.

なかろうか。またこのことは、大統領に要求される機能が合衆国の発展とともに複雑化し発展していったということと、無関係ではない。ジェファソンを18世紀的な政治家のイメージで固定化することは、かれが19世紀という新しい時代にアメリカを率いたという単純な事実を、無視することになるであろう。¹⁸⁾

さらに、共和派だけを思想と行動の不一致ゆえに責めるのは片手落である。連邦派も従来の拡大解釈を捨て、明らかに党派的関心から Embargo に反対したことを、われわれは知る必要がある。したがって称められるべきは、デイヴィス判事の勇気と良心的誠実さである。Embargo にたいする反対がきわめて強い地域において、一般的世論とは逆の判決を出したことは、司法の独立を守ったという点から高く評価されるべきであろう。

D. 「目的に合致した方法」——Embargo と軍隊の使用

海上ルートによる密輸は、Collector の判断により、かなり防止することができた。チャールストン以外の港において、またジョンソン判事の Mandamus 発行の決定にもかかわらず、Collector たちは疑がわしい船舶の捜査・拘留にかかわったからである。しかし陸上ルートによる密輸は、性格が異なっていた。

カナダへの密輸は、シャンプラン湖（ヴァーモント州）およびオンタリオ湖（ニューヨーク州）などを通して筏を使ってなされた。筏は、長さ数百フィートにも及ぶものもあった。それ自体木材からできており価値あるものであったが、そのほかに穀物やタバコなどを運ぶことができた。その操作ならびに護衛のために、数十人の人間が乗り込むことは普通であった。したがってその航行を阻止するのは容易ではなかった。州の民兵ないしは合衆国軍隊の動員が要請されるゆえんであったが、問題は果たしてこ

のような動員が、第一に合法的であるか、第二に効果的であるかということであった。

ジェファソンは軍隊の使用に関しては、比較的積極的であった。おそらく Embargo 違反は道徳的悪であるからきびしく罰せられなければならないとする、かれの正義感が一方にあり、Embargo を破ることは他のいかなる法を破ることにままして合衆国にたいする犯罪、つまり反逆罪を構成すると、かれが考えていたことにもよるのであろう。何にもまして、違反行為は物理的な力によっても阻止されなければならないというのが、ジェファソンの気持であった。1808年7月—8月に、かれがギャラティンとかわした書簡にこのことは明らかである。

ギャラティンは、(1) 大統領の特別の許可がないかぎりあらゆる船の出港を禁止するか、(2) Collector はすべての船舶を捜査・拘留・押収し、または舵をこわすなどして出航不能にする権限を与えられること、しかしそのためにうったえられることはない——この2つの条件が Embargo を効果的ならしめるためには不可欠だとしている。このような方法は、きわめて「専制的」であり、「同様に危険かつ忌むべき」ものであるが、政策の実施にはそれと「同等に強力な手段」が要求されると、かれは主張したのである。

「〔法的権限に加え、〕それを実践するための十分な物理的力が必要であります。わが国の……湖に関しては、いくらかの軍隊を配置するのが望ましいと考えます。(中略) 本年中の経験にもとづいていえますことは、大統領がもっとも専制的な権限と十分な軍隊を与えられるか、さもなければ Embargo は放棄すべきであるということであります。』

この驚くべき書簡にたいするジェファソンの返答も、同様に読む人を驚かせる。

18) 「ジェファソンと『ルイジアナ購入』」については拙稿（『同志社アメリカ研究』 1974年所収）参照。

19) Adams, *History*, 261-3.

「もし英仏両国の措置が改められないのであるならば、そして Embargo の継続が望まれるならば（これが一般の意見だと思います）、議会はその目的を達成するために必要ないかなる手段も合法化すべきであります。」¹⁹⁾

ジェファソンは、当然市民的自由を危険にさらす恐れがある「忌むべき」手段をとる意図はあったのであろうか。あるいは「専制的」な統治者に、かれ自身なろうとする用意があったのであろうか。²⁰⁾

ギャラティンのいう「本年中の経験」というのは、先に述べたようなカナダ国境における違反行為をさしたものである。はっきりした違反、違反摘発にたいしての暴力的な抵抗、さらに——政府の側からすれば理解に苦しむことであったが——Collector がきびしい態度を取らなかったこと、陪審員が違反者を不起訴処分にしたことなど、そこには Embargo 実施にあたってのあらゆる問題が集積された感があった。ヴァーモント州においては、一つの地域が反乱状態にあると、宣せられたほどであった。またジェファソンはニューヨーク州知事（トンプキンス）にたいして、オスウェーゴーに起こった大々の違反行為を取り締まるべく州兵を動員することを要請したことがあった。「かくなる大胆不敵な行為を懐滅させることは、見せしめとしてきわめて重要であります。……いささかも手をゆるめてはならないのであります。」²¹⁾

ジェファソンは Embargo 違反者を、反逆罪のかどで裁判にかけることが、効果的であると考えていた。しかし、これはいかにも不合理であった。そしてそのことは裁判所の判決によっても明らかにされたのであった。今度も同じく共和派の連邦地方（ヴァーモント州）裁判所判事リヴィングストンは、画期的な判決のなかでつ

20) レナード・レヴィは、Embargo は「銃剣の先」をもって国民に押しつけられたとまでいっている。
Leonard Levy, *Jefferson and the Civil Liberties: The Darker Side* (Cambridge, 1963) 参照。

21) Adams, *History*, 259-60.

ぎのようにいった。(1808年9月)

「ある法律に反対することあるいはそれに違反した行為をすることは、それがいかに劣悪なり方でなされた場合でも、その目的が個人の利益をはかるためのものであるならば、合衆国にたいして暴力的に反抗したことにはならない。(中略) 法律に反対するだけでは、反逆罪にならない。さもなければ法律を批判したものはすべて、合衆国にたいする戦争を挑発したということになるであろう。」²²⁾

議会再開が間近になった1808年秋には、ジェファソンは Embargo にたいしてきわめて消極的になっていた。それは外国における Embargo の影響についての予測に関しても（かれは次第に悲観的になった）、アメリカ国民へのうったえにおいても（高い道徳的な調子は影をひそめた）、顕著であった。

IV. Embargo の撤廃 (1808年11月8日～1809年3月4日)

第10議会第2会期は、1808年11月8日に招集された。この日ジェファソンは、かれにとって最後となる年次教書（第8次）を送ったが、Embargo については、それが戦争に代わる手段であることそして合衆国を外国への屈従から守ること、および外国通商において失なっただけである。個人的には Embargo が実質的には失敗したことは認識していたが、公には認めなかったのである。

A. 連邦分裂の危機——ニューイングランドの状況

Embargo の効果が国外において十分に出ていないときに、その反面国内においてはその深刻な影響が感じ始められていたときに、その継続をうったえるジェファソンの言葉は空ろに聞

22) Warren. *op. cit.*, 351-3.

こえたにちがいない。他方、さらに実施が強化されるならば国内の不満は拡大するのではないかという危惧が、次第に高まっていった。

このような不満がそのまま、一部地域の連邦からの脱退につながったであろうとは、いちがいにいえない。しかしニューイングランドの状況が、きわめて危機的であったことは、つぎのジョン・クィンシー・アダムズの言葉からもうかがえる。

「Embargo を引き続き実施することは、当地方〔マサチューセッツ州〕において必ずや力による直接反対行動を生ぜしめるであります。(中略)もし Embargo が州当局の是認を受けて明からさまに破られるならば、連邦政府は……軍隊の力を用いてその実施をはかるであります。しかしそれは内乱を招くだけであります。そしてそのようなことはトーリー党〔連邦派〕が目ざしているものであります。」²³⁾

議会は大統領の教書を聞いたあと、Embargo に関してはほとんど何もしなかった。12月初め次期大統領にマディソンが選出された。しかしかれは積極的な動きを示さなかった。他方ジェファソンも慎重になったのか、あるいは情熱を失なったかのごとく、議会の決定を待つという態度をとるようになった。かれは議会に関するかぎり、四分の三の議員は Embargo 支持であると考えていたが、ギャラティンは別の予想を立てていた。かれによれば、Embargo 撤廃後は諸外国との摩擦が増すと考えられるので——つまり戦争の可能性があるとする——そのための準備を怠るべきではないとされた。²⁴⁾ かりにギャラティンの予想が正しかったとして、アメリカが強硬策をとり始めたならば、それは連邦派が従来主張してきたことと変わらない。そうすれば、1年にもわたる Embargo の苦しみは

一体何のためであったかという疑問が当然起こる。このような状態におかれて——再びギャラティンの言葉を借りるならば——議会は、「大いなる当惑と混乱」に陥ったのである。

B. 第4次 Supplementary Act (ジルズ法) ——1809年1月9日

しかし年が改まると、議会は撤廃とは正反対の方向に動いたのである。すなわち1月9日、71—32というかなりの票差をもって第4次の——そして最後の——Supplementary Act を成立させたのであった。これは提出者ウィリアム・B・ジルズ (ヴァージニア州出身) の名をとって、ジルズ法とも呼ばれた。

この法律は、いわば Embargo 諸法の集大成というべきものであった。すなわち (1) Embargo の実施にあたっては、必要ならば軍隊を用いることができること (2) そのためには反乱状態の宣言は必要ではないこと (3) Collector はその判断にもとづいて船舶にたいして捜査・押収できることを決めたのである。ここにおいてジェファソンのいう「目的に合致した手段」が合法化されたのであった。しかし実施されればこれらの条項が、個人の市民的自由を脅かすことは明らかであった。このようなことこそ「危険な忌むべき」規定ではなからうか。「ケンタッキー＝ヴァージニア決議」の精神にもとづいて、ジルズ法は阻止されなければならないという考えが、ジェファソンおよび共和派にあったかどうかは明らかにされていない²⁵⁾。

この法律の成立は、文字通り解釈するならば、Embargo の長期化に国民が同意したことを意味する。しかし事実はその反対で、議会が「大いなる当惑と混乱」にあったことを示すだ

23) *Ibid.*, 356.

24) Gallatin to Nicholson, Dec. 29, 1808, in Adams, *History*, 369-70.

25) 「外人法・煽動法」当時のかれの思想との不一致をつかれたならば、ジェファソンは同じ自由といっても、言論・報道にかかわるものと経済活動におけるそれとは異なることを指摘し、後者は制限されるべきであると答えたであろうというのは、マローンの解釈である。しかしこれはあくまでも想像の域を出ない。注 84 参照。

けである。

共和派がその信条と矛盾した決定を行なったというのが、「大いなる当惑と混乱」ということの意味ではない。この点はギルズ法が一般に知られるやいなや、きびしい非難の声が起こったことで明らかであった。いわく「国民の自由を葬るものである」「トルコの専制政治の絞殺用綱にひとしいものである」等々。個人の名において、また共同体の名において反対の声明が発せられたが、それは10年前の「外人法・煽動法」の危機において、共和派の起こした反対行動と理論をほうふつさせるものであった。しかし議会の多数派にとって、ギルズ法の制定は勝利であることには変わりはない。しかしそれは、「うつろな勝利」にしかすぎなかったのである。²⁶⁾

C. Embargo の撤廃——1809年3月4日

「当惑と混乱」ということの意味は、むしろギルズ法からあまり日が経たないうちに、議会が Embargo の撤廃を決定したことをさす。ジェファソンによれば、それには2人の共和派の政治家が重要な役割を果たしたのであった。2人の名はすでに出ている——いずれもマサチューセッツ州出身の——ストーリーとベイコンである。

「この見せかけの共和党员【ストーリー】は……ベーコンにかれの考えを吹き込み、すっかり丸め込んだのであります。ベーコンはパニックを起こし、それが議会の他の健全なメンバーにまで及んだのであります。……【議会は】 Embargo 撤廃という、致命的な決定を下しました。」²⁷⁾

ジェファソンのこの言葉は、割引いて読む必要がある。きわめて主観的な反応が示されており、かれのうっ積した不満をすべて吐露した感

があるからである。

1月30日、ウィルソン・C・ニコラス（ヴァージニア州出身）が Embargo 撤廃の動議を提出したが、日付の部分は空白のままであった。それには英仏両国の船舶にたいする Letter of marque and reprisal（拿捕合免許状）を発すべきであるとの動議も、合わせ含まれていた。2月2日、6月1日をもって撤廃する案が否決された後、3月4日を期限とする案が満場一致（70—0）で翌2月3日、可決したのであった。いうまでもなく3月4日は、ジェファソンの大統領として最後の日であった。

ジェファソンはこの時期においても、国民は Embargo を支持していたという確信を失なわなかった。したがって議会での決定の意義を、はかりかねていた。

「Embargo を6月まで継続させること、〔その後も英仏両国がその政策を改めないならば〕戦争の用意をすることが、議会の意向だと考えておりました。しかし先週、突然のそしてその意味をどう解釈してよいか分からない、意見の変化が起こりました。」²⁸⁾

Embargo が撤廃された後は、英仏両国にたいする Non-Intercourse Act（通商断絶法）が適用されることとなった。（3月1日）しかし Non-Intercourse は事実上、密輸を——ただし各船舶自らの危険を犯して——公認するものであった。かりにアメリカ商船が1807年12月以前のように略奪・拿捕されることがあっても、またアメリカ船員が Impressment の対象とされても、アメリカ政府は外交ルートを通じて抗議する他に手段をもたなかった。Letter of marque and reprisal は発せられなかった。Non-Intercourse Act も1810年4月までという時限立法であり、その他の規定も穏当なものであった。15ヶ月にわたる「平和的強制」の試みの後、アメリカは従来の政策に戻ったのである。

26) Warren, *op. cit.*, 360; Peterson, *op. cit.*, 913.

27) Jefferson to Dearborn, July 15, 1810, in Adams, *History*, 462.

28) Jefferson to Randolph, Feb. 7, 1809, in *Ibid.*, 442.

V. Embargo の歴史的評価

「平和的強制」の手段として Embargo は当初予想されたような成果を収めなかった。この点に関しては、そのもっとも熱心な推進者であったジェファソンですら認めざるをえなかった。実際、英仏両国の経済に多大の影響をおよぼしたことは疑いはいなかったが、それがそのまま両国の中立国通商に関する政策を変えさせるまでにはいたらなかった。たとえばイギリスの対米輸出は1808年中に前年比70%減（全輸出に占める割合は25%から7%へ低下）、輸入は55%減（全輸入に占める割合はほぼ輸出の場合と同率）であったが、減少分は他地域との貿易によって補われた。食料品価格の高騰や原料不足という事態が起り、暴動もマンチェスターなどで生じたが、イギリス政府の政策には反映されなかった。同様に、フランスのカリブ海の植民地は輸出入の減少で打撃を受けたが、本国政府はこの地域の住民の犠牲において対イギリス経済封鎖を続けたのであった。いずれにしろ戦時中における士気の高揚ということが通常以上に忍耐の度合いを増したことが一方にあり、他方においては英仏両国ともに政治が国民の意志を敏感に反映する仕組みになっていなかったということがあり、アメリカ人が期待したような政策の変更は起こらなかったのである。²⁹⁾

同様の誤算は、アメリカ国民の忍耐度に関する予想にも見られた。Embargo の反対あるいはその違反をもって、一部地域の政治的党派心の現われであったとするには、その影響はあまりに深刻であった。アメリカの輸入は約半減し、輸出はジェファソンの計算で毎年5000万ドルの減少、そして約3万人の船員が職を失なった。³⁰⁾ さらに市民的自由にたいする国民の意識の高まり——それをジェファソンの伝統と呼ぶ

ならば、ジェファソンおよび共和派が自らアメリカ史になした貢献であった——を、政府は十分に考慮していなかった。したがって国民にたいする道徳的調子の呼びかけをもって事足りりとし、他方では彼らの忍耐を過大評価する結果となったのである。

それならば、Embargo は一体何であったのか。その歴史的評価について、最後に考えてみたい。

Embargo は目的において正しく、実施の方法において誤まったというのが、歴史家に共通した見方である。たとえばヘンリー・アダムズは4つの理由で Embargo は失敗であったとする。すなわち第一に、議会と大統領の権限を歯止めをかけるのが不可能なほど拡大したこと、第二に、連邦の政治的危機を招いたこと、第三に、アメリカの通商および農業に深刻な打撃を与えたこと、第四に——アダムズはこれを道徳的損出と呼んでいるが——外国の圧力に屈従したことである。とくに最後の点に関して、アダムズはアメリカ人のように偉大な国民が戦争という確固たる手段をも、またその他の報復的措置をとらなかつたことが、まったく理解できないとしている。³¹⁾

ルイ・M・シアーズは、ジェファソンが用いた方法は国際紛争を解決するためのもつとも崇高なそれであり、18世紀の啓蒙主義思想の具体的な実践であるとする。³²⁾ また対内関係においても、ジェファソンは個人的野心があれば大統領の職権を大いに利用したであろうが実際にはそうしなかつたことを強調し、かれの自己抑制を賞賛する。

シアーズとは極端に異なる解釈をしているのが、レナード・レヴィである。レヴィは Embargo が「自由の使徒」としてのジェファソン

29) 数字は Peterson, *op. cit.*, 917 および Louis M. Sears, *Jefferson and the Embargo* (1927: New York, 1966), Ch. X による。

30) Jefferson to Armstrong, March 5, 1809, in Adams, *History*, 462.

31) *Ibid.*, 287-9.

32) Sears, *op. cit.* 第一次世界大戦におけるアメリカの理想主義外交の挫折の記憶がなまなましいときに書かれたこの書物には、ジェファソンの平和主義の理想は正しかったという見方が貫してある。

のイメージをことごとく否定するものであるとし、いくつかの条件——たとえば国内外の政治状況、大統領に要求される権限の行使が過大なときなど——が重なるようなことがあれば、かれは普段ならば尊重したであろう自由の諸価値にたいして敏感でなくなる、という見方をしている。そして Embargo の時期は、ジェファソンの生涯のなかで「暗い」部分に属するものであったとしている。³³⁾

最後に、メルル・ピーターソンによる評価を検討してみたい。³⁴⁾ かれはジェファソンの大統領としての指導性の問題に、とくに注目する。これは見方を変えていえば、国民の側における大統領にたいする信頼性の欠如という問題である。ピーターソンの解釈をまとめると、次のようになる。

ジェファソンは Embargo をしかなければならない理由・目的・期限を、国民にたいして明確に示し、不満などが表明されたときには十分誠意をつくし啓発につとめるべきであった。しかしかれは、国民の理解と忍耐を過信する傾向があった。その結果一方では、国民に直接呼びかけるということに関しては消極的であり、他方では——国民からの要請にたいして——冷淡とも思われるような対応しか、示さなかったのである。たとえば、かれは常にマディソンやギャラティンをして、かれの意見を代弁させたが、このような方法はけっして大統領による直接のアピールと同じ効果をもたえなかった。またつぎにあげるようなジェファソンの言葉は、高邁な目標をかかげている。しかしそれだからといって、かれが国民の窮状を理解していたかという、必ずしもそうはいえない。

「海は空気と同じように、人類共通の生得の権利であります。しかし強国の専横によって

33) Levy, *op. cit.* この書物は、ジェファソンの伝統的イメージを否定する姿勢で貫かれている。

34) 最近 Dumas Malone, *Jefferson the President, Socond Term, 1805-1809, Vol. 5 of his Jefferson and His Time* (Boston, 1974) が発刊されたが、十分利用する時間的余裕はなかった。

われわれから奪われようとしておられます。時を経て培われてきた、慣習や正義の観念にもとづいた諸原則が踏みにじられようとしております。〔国家間の〕信義を失なわしめる嵐の猛威からわが国を守るには、手段は唯一つ、互に交戦中のすべての国との通商を断絶することです。個人のみならず国家にとっても法の基礎となる道徳的責任が再び認識されるまで、〔わが国の〕通商が安全に行なわれるまで、このような手段をとることをアメリカ国民にうったえたいのであります。真のアメリカ人ならば、わが同胞および財産が〔外国によって〕捕獲されるにまかせその後戦争を起こしてそれを回復しようとするのが望ましいか、あるいは製造業者と農民とが協力できるような……政策を追求する……のが望ましいかについて、何ら疑問をもたないはずであります。』³⁵⁾

その反面、Embargo が挫折しそれにたいする批判が高まったとき、ジェファソンはそれが自分に向けられたものであると感じたのであった。Embargo が諸悪の根源であるかのようにいわれたことがあったが、それはとりも直さずジェファソン自身がすべての悪の根源であるという意味であった。この点について、かれはきわめて敏感であった。

「私はあらゆる理屈、軽蔑、悪意、虚偽の的になりました。連邦派は、その憎悪をすべて私に向けました。彼らの想像上の諸悪の根源は私であるかのように、彼らは考えているようでした。』³⁶⁾

ジェファソンが、きわめてエモーショナルな形で Embargo を受けとめていたことを示す資料は、他にもある。エモーショナルであること自体批判されるべきことではない。しかし、エ

35) Jefferson to the Tammany Society, Feb. 29, 1808, in Sears, *op. cit.*, 65.

36) Peterson, *op. cit.*, 904.

モーションが現実を見誤らせるようなことがあるとき、問題が起こるのである。ピーターソンが、ジェファソンは「自らの政策のとりこになった」というとき、まさにこのことをさしていると思われる。いいかえれば、現実はかれの期待・予想とは異なったものであったにもかかわらず、ジェファソンはそれを見ることができなかったのであった。³⁷⁾

ジェファソンと Embargo の関係を、別の観点すなわちかれの農業共和国論と関連させてみてみたい。かれのこのような考え方いわゆるアグレーリアニズム(農本主義)については、すでにほかのところで触れたことがあるので、小論では詳しく述べない。³⁸⁾ ただし、理想的田園社会における各産業——農業、製造、商業——の相対的重要性に関してひと言付記するならば、ジェファソンが農業を優先させ、その反面他の二つをあたかもアメリカから除くべきであるかのようにいっていたとする解釈は、いくらか修正されなければならない。上にあげた引用によれば、かれは「製造業者と農民のあいだの協力」ということをうたっている。かれは商業にたいしては低い評価しか与えない場合もあったが——「この偉大な農業国をアムステルダムのように、すなわち全世界からの製品を売買するための中心地に変えようというのは、大へん愚かな考えであります」——、アメリカの繁栄が「農業と製造業と商業の適切な均衡のうえにかかっている」ともいっていることに、注目すべきである。³⁹⁾ Embargo を契機としてジェファソンが産業富国論者になったということはいちがいにいえない。またかれのアグレーリアニズムにおける思想と行動の不一致を指摘することは

37) *Ibid.*, 918.

38) 拙稿『ジェファソンの自然観』(『同志社アメリカ研究』VI 1970年所収) 参照。

39) Jefferson to Stoddert, Feb. 18, 1809, in Sears, *op. cit.*, 137; Jefferson to Reiper, Jan. 21, 1809, Fawn M. Brodie, *Thomas Jefferson: An Intimate History* (New York, 1974), 418.

容易ではあるが、小論のテーマとの関連において論じるのはあまり意味がない。

したがってここではもう一つの側面、ジェファソンが常日頃願っていたモンティチェロの田園の隠棲所に退き、悠々自適の生活を送りたいという願望に焦点を合わせてみたい。

不快きわまる外の世界の圧力を受けないで平和な生活を営むこと、知識を追求すること、そして道徳的に優越した活動に身をまかせることは、ジェファソンの最大の願ひであった。⁴⁰⁾ そして Embargo はきわめて象徴的な意味で、かれの私的願望とアメリカにとって望ましいとかれが考えたことが、一致した歴史的出来事であった。かれ個人にとってモンティチェロに退くことが静かな快適な生活を意味したと同じように、アメリカは外の——つまり旧世界の——圧力を離れ平和のうちに社会の繁栄と安定を享受すべきであるという意味が、ここには込められていた。アメリカは、深刻な外の問題にかかわる必要がないこと、国にとって安全なことは、個人の場合と同じように、危険から離れていることであった。

ここにジェファソンによる興味深い手紙がある。かれの16才の孫のトマス・ジェファソン・ランドルフに宛てて書かれたものである。(1808年11月24日)

「聞き手であれ。沈黙を守れ。とくに政治に関して、沈黙習慣を守れ。今日のわが国の状態では、興奮している熱狂主義者を、事実においても原則においても正気に戻すいかなる試みも、無駄である。彼らは信じたいと思う事実しか受け入れようとはしないし、自らの行動を正当化するような考え方しかしない。怒れる牛を避けるのと同じ要領で、このような人間を避けて通れ。良識あるものならば、このような生き物と道を争うようなことはし

40) この点についての指摘は、L. マークス『楽園と機械文明』(榊原・明石訳 研究社 1972年, 134—65 ページおよび Brodie, *Ibid.*, 417-20) による。

ないはずだ。」⁴¹⁾

イギリスが怒れる牛か、あるいはフランスがそれにあたるのか。党派的立場によってその答えはちがってこよう。(この手紙のコステクトからいえば、Embargoに反対している連邦派が怒れる牛なのであるが。)

しかし重要なのは、さまざまな問題に対処する際、ジェファソンがどのような態度をとったかということである。ジェファソンが田園のなかの隠棲所を出ることはあった。それは、平和な生活そのものがおびやかされる時であった。同様に、アメリカが外に向かって積極的に出ることも可能性としてはあった。しかしアメリカの国力は、いまだにそこまで充実していなかったし、何よりもまず、ジェファソンのヴィジョンには、アメリカが外の世界と直面するというイメージはなかったのである。⁴²⁾

む す び

Embargoの成果として二つのことをあげることができよう。一つは、たとえ中途挫折したとはいえ、「平和的強制」の方法が試みられたことであり、もう一つは、製造業の発達をあげられよう。第一の点について詳しく検討するならば、外交手段としてEmbargoは、少なくとも理論的には有効であった。それは崇高なヴィジョンにもとづいていた。そしてその失敗は、構想自体が——リチャード・ホーフスタッターと言葉を借りるならば——「空論的・非実際的」であったということによるものであった。⁴³⁾ ジェファソンはしばしば、もう少し長く国

民が辛苦に耐えたならばということを行ったが、このような仮定も、実際には根拠が弱かったわけである。以上Embargoの成果の一つを論じながら、その欠陥を強調する結果になったが、英仏両国を同時に相手にした戦争を行なうことは当時のアメリカの国からして到底不可能であったことを考えると、戦争に代わる手段を選んだことは、むしろ現実的な考慮として評価されてしかるきかも知れないのである。

他方、Embargoはやはり二つの点で将来にたいする問題を投じたといえよう。第一に、国内における政治的対立がそれによって深刻化したことである。この対立は、きわめて地域的なものであったという特徴がある。このような異なるセクション(地域)間の経済的利害関係の対立および憲法解釈上の相違は、Embargoの期間を通じて明らかになったのである。第二に、行政府の思惑とはうらはらに、司法部が独立した判断を下すようになり独自の伝統を築いたということがある。この結果、アメリカにおける三権分立の原則は確固たる基盤のうえにのせられることになった。

Embargoの成果と問題点をそれぞれ二つずつあげたわけであるが、いずれも第二の点は、当初は予期されなかった偶然の発展であったことで共通している。さらに、この両者——製造業の発達と司法の独立——は、それぞれ誤まって分類されているのではないか、という印象があるかも知れない。つまり製造業の発達はジェファソンの田園的社会観念からすれば、望ましくない結果であったこと、その反面司法の独立は、ジェファソンの自由主義の立場からすれば、好ましいことであったという結論が出てきそうなのである。いわばEmbargoの功罪を入れかえるという意味であるが、今後の研究課題としたい。

最後に、Embargoを1812年戦争へのプレリュードとして見るならば異なった研究方法が可能であろう。あるいは経済的側面を強調し、アメリカにおける産業革命におよぼしたEmbargoの影響というテーマも成り立つ。さらにジェ

41) Brodie, *Ibid.*, 418-9.

42) Embargoをワシントンの「告別の辞」(1796年9月)から始まり、モンロー宣言(1823年)につながるアメリカの中立的孤立的外交政策の一環として見ることもできよう。しかしこのような見方からすれば、Embargoはある意味で必然的な、また他方では意識的に計画された政策的措置であったということになる。私はむしろ、それがあくまでもジェファソンのヴィジョンから出たものであったことを、強調したい。

43) R. ホーフスタッター『アメリカの政治的伝統——その形成者たち——I』(田口・泉訳 岩波書店 1959年), 53ページ。

ファソン政府といくつかの重要な裁判——たとえばアーロン・バーの「合衆国にたいする陰謀」事件など——との関係を見るうえで、Embargo は一つのケースを提起するかも知れない。小論とはちがったアプローチが考えられて当然であるが、いずれの場合にしろ、一つの事実がはっきりするであろう。すなわちジェファソンおよびかれの思想上の仲間たちがよって立っていた諸前提——政治的、経済的、宇宙論的、道徳的——が、通用しなくなった時代が到来したということである。調和的・均衡のとれた社会秩序という観念は、19世紀初めのアメリカには

もはや適用されるべきではなかった。複雑な関係がインパーソナルな状態で支配する、新しい秩序が生まれつつあったのである。ジェファソンの世界は、「失なわれた」もしくは失なわれつつあった、のであった。⁴⁴⁾ その意味で Embargo は、旧来の価値観（啓蒙主義）にもとづいて政治秩序を構築しようとする、最後の試みだったのである。

44) Daniel Boorstin, *The Lost World of Thomas Jefferson* (New York, 1948).

(同志社大学文学部助教授)